

第 18 章 建築許可（法 43 条）

市街化調整区域で開発行為又は建築を行う場合、法第 34 条の立地基準のいずれかに該当する場合でなければ許可することができません。

法第 29 条の開発行為を伴わず建築物を新築、改築、又は用途を変更する場合や第一種特定工作物を新設する場合は、原則として法第 43 条の許可が必要です。

なお、開発許可を受けた開発区域内において、予定建築物等以外の建築等を行おうとするときは、法第 42 条の許可が必要になり、法第 43 条と同様の手続が必要となります。

第 1 節 建築許可の流れ

